

# 国民健康保険からのお知らせ

## 国民健康保険税の税率を改定しました

市では、昨年末の国民健康保険運営協議会からの答申内容に基づき、3月議会で国民健康保険税条例の一部改正を行い、平成24年度保険税率を改定しました。

米原市の国保会計は平成20年度から赤字が続いていたため、平成22年度から3年間、段階的に税率改定を毎年実施してきました。また、毎年の収入不足を補つたために、「国保財政調整基金」を取崩して対応してきました。これにより、平成23年度末には、この基金残高も残り少なくなる見込みです。

今回の税率改定により、平成24年度の国保会計は収入不足が生じない見込となりますが、毎年、医療費は伸び続けている状況であり、平成25年度以降の税率についても、医療費の動向と国の制度改正を踏まえて引き続き検討が必要とされています。

### ◆主な改正点

今回の税率改定により、国保加入1世帯当たりの保険税額は、平成23年度から平均4%程度の引上げとなります。この改定により、国保税の収入は4千万円程度の増加となる見込みです。

また、資産割については、税負担の公平性を図るために廃止します。

### ◆平成24年度の国保税額

平成24年度の国保税額については、6月に郵送する納税通知書にてお知らせします。納付は6月から翌年3月までの10回に分けて納付をお願いします。

### 税率改正内容について

医療分	改正前	改正後
所得割	6.70%	6.90%
資産割	8.40%	(廃止)
均等割	24,300円/人	26,900円/人
平等割	19,800円/世帯	21,600円/世帯
限度額	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	改正前	改正後
所得割	2.30%	2.80%
資産割	2.80%	(廃止)
均等割	8,100円/人	9,000円/人
平等割	6,600円/世帯	7,200円/世帯
限度額	14万円	14万円
介護分	改正前	改正後
所得割	1.80%	2.00%
資産割	2.50%	(廃止)
均等割	8,200円/人	9,200円/人
平等割	4,500円/世帯	5,000円/世帯
限度額	12万円	12万円

1. 介護分は40歳以上65歳未満の方のみ

国保税は、加入者の前年所得、人数などにより納めていただく税額を世帯ごとに計算し課税します。このため、国保に加入している人が世帯に1人でもおられると、世帯主の名前で納税通知書が送付されます。

\* 国保に加入されている人（被保険者）全員が65歳〜74歳の世帯の国保税は、原則、世帯主の年金から天引きとなります（年金からの特別徴収）。ただし、世帯主が国保に加入されていない場合、年金の額が年額18万円未満の場合、介護保険料と国保税の合計が年金額の1/2を超える場合は除きます。

\* 国が定める基準所得を下回る世帯については、所得に応じて国保税のうち均等割と平等割が軽減されます。この軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者全員の所得申告が必要ですので、所得のない方も必ず申告をお願いします。

### 国保の健全運営のために

国保は、必要な時に安心して医療を受けることができるように、被保険者（国保に加入している人）が普段から保険税を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う保険制度で、国民皆保険制度を支える大切な社会保障制度です。

近年は、高齢化の進展や医療ニーズの増大等により毎年医療費の支払いに必要な金額は伸び続けており、また、他の健康保険組合等と比較して、高齢の加入者や所得の低い加入者が国民健康保険には多く加入していることもあり、多くの市町が国保の運営に苦慮している状況です。

毎年増加する医療費を抑制するためには、みなさんにできるだけ健康な状態を保っていただくことが大切です。このため、国保では特定健診・特定保健指導を実施しているほか、人間ドック費用の助成を行っています。このような制度を活用することは病気の早期発見につながり、重症化を防ぐこととなります。

みなさんの意識と努力が健康をもたらし、国保財政の健全化にもつながります。

国保税を納期限内に納めていただくことも、不要な経費を削減することにつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ

市民部 保険課(近江庁舎)  
☎ 52-6922 ☎ 52-8730

## ～安定した制度で高齢者医療を守るために～ 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、各都道府県単位の「広域連合」を運営主体として、75歳以上の方（および一定以上の障がいにより認定を受けた65歳以上の方）を対象としています。後期高齢者医療制度の被保険者の医療費の財源は、

- 公費（国・県・市町が負担するお金）… 約5割
- 支援金（75歳未満の方が負担するお金※障がい認定により後期高齢者医療にご加入の65歳以上の方を除く）… 約4割
- 後期高齢者医療の被保険者が納める保険料… 約1割

となっており、高齢者の方も含め、国民全体で支えあう制度です。

医療費は高齢化の進展や医療の高度化により年々増加しています。医療費の増加は制度の財政を圧迫し、みなさんにご負担いただく保険料の増額にもつながりかねません。限りある医療費の適正化のためにも、健康や医療について考えてみましょう。



### ～医療機関での適正な受診を～

同じ病気で複数の医療機関を必要以上に受診するのはできるだけ控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響がある心配があります。

■ 市民部 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 ☎ 52-8730  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013